

平成 2 5 年第 2 回（ 6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 5 号	平成 2 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	5 月 1 6 日
議案第 6 6 号	平成 2 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	可決 （全員一致）	6 月 5 日
議案第 6 7 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 6 8 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 6 9 号	宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	

審査の状況

① 平成25年5月16日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 北山 照昭 寺本 早苗 富川 晃太郎
- ・欠席委員 草野 義雄

② 平成25年5月24日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 北山 照昭 寺本 早苗 富川 晃太郎
- ・欠席委員 草野 義雄

③ 平成25年5月31日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 北山 照昭 草野 義雄 寺本 早苗
 富川 晃太郎

④ 平成25年6月5日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 北山 照昭 草野 義雄 寺本 早苗
 富川 晃太郎

⑤ 平成25年6月20日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎山本 敬子 ○となき 正勝 浅谷 亜紀 江原 和明
 大川 裕之 北山 照昭 草野 義雄 寺本 早苗
 富川 晃太郎

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第65号 平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

議案の概要

平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億6,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億9,080万円とするもの。

平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費において、歳入が歳出に対して14億6,500万円不足する見込みであるので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成25年度の歳入を繰り上げてこれに充てるもの。

論 点 1 現状と原因

<質疑の概要>

問1 予算と現状の差異は、収入面の減と保険給付費の増が原因のようだが、予算に対して20.7%も国民健康保険税の収入が減少した理由は。

答1 昨年も同様の繰り上げ充用を行っており、国民健康保険税を財源として補正予算に計上したため大きな差が生じている。また、アクションプランに定めた目標収納率90.9%で予算を計上したが、実際には89.56%であったことも原因である。

問2 医療給付費が増えている原因は。

答2 医療給付費のうち入院の伸びが大きく、医療の高度化が原因と考えている。また、自己負担が1割である、70歳以上の高齢受給者数の増加も給付費増加の要因である。

問3 特定健診の受診率向上など、市としての健康づくりの取り組みは。

答3 健診内容の拡充や休日健診の実施、医師会でのチラシ配布など受診率向上に取り組んでいる。また、健康センターやスポーツセンターで実施している健康講座等のパンフレットを窓口に配置している。すぐに給付費の減に反映するものではないが、本市も市全体として健康づくりに取り組んでおり、今後も健康づくりを充実していく。

問4 ジェネリック医薬品の使用により、患者負担額が減り給付費も減るのではないか。

答4 新薬と全く変わらないジェネリック医薬品もあるが、医師が同じではないと考えるものもあるため、保険者側で一律ジェネリック医薬品にということには踏み込めていない。

問 5 アクションプランに定めた国民健康保険税の目標収納率 90.9%には達していないが収納率は向上してきている。どのような取り組みを行ったのか。

答 5 市税との一元化、滞納整理システムによる効率的な徴収、納税案内センターでの自主納税の促進、課内の体制変更などの取り組みによる。

問 6 平成 27 年までの収支予測が赤字続きであるが、そのことについての国民健康保険運営協議会の結論は。

答 6 平成 24 年に税率を改定しており、影響等を検証するため税率改定についての諮問はしなかった。収支予測については、どのような対策を講じるのかとの指摘も受けているが、国民健康保険運営協議会としても対策について引き続き議論していくと言っている。

問 7 阪神間 7 市の中でも黒字になっている市もあるが、どのような方策をとっているのか。

答 7 毎年繰越金がある市、基金や法定外繰入により補填している市、適宜税率を変更している市などがある。税体系、徴収率、繰入金など各市の状況について分析し、赤字解消の方策を検討する。

問 8 平成 24 年度に行った税率改定の結果を分析するため、平成 25 年度の税率改正については、国民健康保険運営協議会に諮問しなかったとのことだが、分析の結果はどうだったのか。

答 8 保険加入者の人数の状況、保険給付費の増加率が想定以上に誤差が出ている。見込みの誤りであったと認識している。

問 9 保険税の適正化については、検討しなければならないことではないか。

答 9 保険給付費の財源は公費 5 割、税 5 割というしくみであり、県からも毎年税の検討が必要との指摘もある。しかし、値上げをしても思ったようには収入の増につながらないため、国民健康保険税の見直しや一般会計からの法定外繰入の増について庁内で検討し、国民健康保険運営協議会や市議会で議論いただくべき課題と認識している。

問 10 全国的な規模で赤字の都市を比較して、共通した赤字の要因と本市特有の原因などの分析はしているか。

答 10 現在そのような分析は行っていないため、早急に取り組みたい。

論 点 2 今後の対策

<質疑の概要>

問 1 制度上の問題など、国に対してどのような要望をするのか。 答 1 毎年、本市を中心に要望している。本年度も全国市長会で、国において制度を恒久的に保つための抜本的な財源対策を要望している。 問 2 近隣で一般会計からの法定外繰入により黒字に改善した市もある。また、未収金に対しても繰り入れを行っているが、本市でも検討すべきでは。 答 2 繰り上げ充用は財政上不足に対する緊急的な措置、本来の財政運営では適切ではなく、速やかに赤字解消策を検討していく必要がある。引き続き他市の状況を分析し、赤字解消のスキームを立案し提案していく。 問 3 一般会計からの法定外繰入をするか、税率の見直しするかしか方法がないようだが、どちらを決断するのか。 答 3 法定外繰入と税率の見直しを含めた検討が必要。他市の赤字解消策も参考にしながら検討したい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第66号 平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
平成25年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額にそれぞれ525万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億9,605万円とするもの。 歳出予算は、一般管理事業において国保システム改造業務委託料を増額するもの。 歳入予算は、国庫支出金において財政調整交付金を増額するもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 新基幹系システムの契約解除により、今回の補正予算が必要となったようだが、新基幹系システムが導入されていた場合、今回の改造費は必要だったのか。 答1 契約解除となった新基幹系システムは、9月稼働予定であったため、稼働前の法改正に伴う改造については、すべて当初契約に含まれるものであった。そのため、新基幹系システムが導入されていた場合、この改造費は発生しなかった。 問2 今回の補正予算525万円の財源は、全額国庫支出金であり、市の負担はないということでしょうか。 答2 例年制度改正に伴うものは、国の特別調整交付金で賄われている。被保険者の人数規模に応じた上限額はあるが、従前の例から、全額特別調整交付金で賄われるものと考えている。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

平成25年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第67号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

協働のまちづくりの促進についての重要な事項の調査、審議を行うため、宝塚市協働のまちづくり促進委員会を、再生可能エネルギーの利用の推進についての重要な事項の調査、審議を行うため、宝塚市再生可能エネルギー推進審議会を、新ごみ処理施設整備基本構想策定についての調査、審議を行うため、宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を、産業振興に関する重要な事項についての調査、審議を行うため、宝塚市産業活力創造会議を、それぞれ設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 執行機関の附属機関のあり方について

<質疑の概要>

問1 宝塚市協働のまちづくり促進委員会について、協働の領域にある事業の点検とは、全事業を対象としているのか、それとも特定の事業を対象としているのか。

答1 両方の視点での点検が必要。今回、委員会の構成員として市職員も入れており、委員会の中で市職員も一緒になって議論し、検討の仕方も含めて決定したい。

問2 宝塚市再生可能エネルギー推進審議会の設置に際して、市として再生可能エネルギーの利用の最終的なイメージはあるのか。県の施策との連携はあるのか。

答2 審議会の中で、導入の規模・内容・電力の目標値について一定の考え方を出し、それらも含めたビジョンや目標に向けたプロセスについても、県の施策と連携を図る形で議論していただきたい。市としてはメガソーラーの誘致ではなく、地域分散型の、市民・事業者・NPOと行政が協働でエネルギーを作っていくような方向性を継続して推進していきたい。

問3 今回設置を予定している宝塚市産業活力創造会議については、過去に同様のものは何度か設置されてきたと思うが、今回設置したものとの違いは。

答3 平成18年度に、本市と宝塚市商工会議所が協働で産業活力創造会議を設置し、主に商業・サービス業・工業・観光の分野について基本的な振興の方策をまとめ、産業振興を進めてきた。今回、新たに農業の分野も加えて、さらに産業間の連携の視点も加えた産業全体の振興を図る狙いで、会議を設置したい。

問4 それぞれの基本条例の中に、審議会の設置を規定すべきことなど、審議会等の条例上の位置づけの問題について、根本から見直しを図る必要があると思うがど

うか。

答 4 平成 15 年に審議会等の運営に関する指針を制定し、審議会等について総点検を行い、委員の固定化や人数のバランス、女性の参画、市民参加の比率等については随時見直しを行ってきた。他市でも、法的根拠のない審議会等の設置については法解釈上も疑義があると言われているため、全体的な審議会等のあり方については、体系的にわかりやすいものとなるよう見直しを図りたい。

問 5 組織及び構成に、知識経験者又は市長が適当と認めるものとあるが、市が指名することになるのか。

答 5 市が指名する場合と、団体から推薦される場合とがある。市で指名する場合は、大学教授や実務経験のある方など積極的に参画していただける方としている。

問 6 審議会等の委員長の選定方法や基準は。

答 6 委員同士の互選の形をとっている審議会等が多く、テーマに沿って幅広い視点を持った知識経験者を委員長にするのが基本的な方向性であると思われる。

問 7 市が設置している 47 の附属機関のうち、現在休止中のものはあるのか。

答 7 宝塚市特別職報酬等審議会のような、審議する案件が発生した場合にだけ会議を運営する審議会等も存在している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第68号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。 改正の主な内容は、個人の市民税について、住宅借入金等特別税額控除の適用の対象期間を4年間延長し、平成29年末までに居住を開始した場合に適用することとし、また、東日本大震災の関係で、居住用資産に係る譲渡所得の課税の特例に関し、所有者に加え、新たに相続人がこの特例を受けることができるようにするもの。 また、延滞金の割合については、国税における見直しに合わせ、延滞金の利率を引き下げるもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 条例改正に伴い、延滞金の利率は引き下げとなるが、どのようになるのか。	
答1 改正後の利率は、貸出約定平均金利プラス1%によって求められる特例基準割合に1%を加えた割合により求められ、納期限後1カ月以内の分については、平成25年実績で現行の特例として4.3%だったものが3%に、納期限後2カ月目以降の分については14.6%が9.3%に、法人市民税の納期限の延長規定が適用される場合については4.3%が2%に見直しされる。	
問2 条例では納期限後1カ月と2カ月目以降の延滞金が規定されているが、実際には、条例で記載されているような運用になっていないと思うが、どのような運用となっているか。	
答2 うっかり忘れなど納期までに支払えなかった方を考慮し、市税条例施行規則で、納期限を過ぎて1カ月以内に支払った場合に限り延滞金を徴収しないこととしており、納期限から1カ月以上過ぎた場合は、その1カ月分も併せて延滞金を徴収する運用をしている。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

平成25年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第69号 宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。 改正の内容は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために本市に派遣された職員に対し、災害派遣と同様に手当を支給するため、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規定を新たに追加しようとするもの。	
論 点 1 現状と原因	
<質疑の概要>	
問1	本市の新型インフルエンザ対策に関して、自治体間の応援協定については、現在どのような状況にあるのか。
答1	派遣先自治体と派遣元自治体とで長期間派遣の協定書を締結した職員について、災害派遣手当を支給することになる。新型インフルエンザの応援ではないが、現在東北に派遣している職員についても、協定書を締結しているため、派遣先自治体の条例により手当が支給されている。
問2	今回、災害派遣手当と武力攻撃災害等派遣手当のほかに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が追加されているが、すべて同額の支給となるのか。
答2	対象となる3つの手当については同額となる。
問3	現在、応援協定に基づき、本市に派遣されている職員はいるのか。また、予算措置はしていないのか。
答3	現在、応援協定により派遣されている職員はおらず、予算措置もしていない。
問4	新型インフルエンザについては、派遣された職員がインフルエンザに罹患しなくても手当は支給されるものか。
答4	新型インフルエンザが蔓延し、本市職員だけでは対応できない場合に、派遣協定により他団体から応援のため派遣された職員に支給することになる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）